

# 令和元年度 被扶養者「資格再審査」の実施について

◎関西電力健康保険組合では、健康保険法に則り、毎年、保険給付適正化の観点から被扶養者の資格確認調査を実施しております。詳細は以下の通りです。

●内容 …… 被扶養者の「現況確認」、および「前年の収入確認」を実施し、被扶養者の要件を満たしているか否かの審査をします。 ※調書のイメージは、右記を参照下さい。

●対象者 …… 被扶養者全員

ただし、次に該当する被扶養者の「収入確認」は自己申告(「エ欄」への記入)のみとし、収入を確認する添付書類は不要とします。

○「被扶養者に認定された日」が「平成30年1月1日以降」の被扶養者(◆)  
(注)上記該当者は、すでに才欄を「=」で抹消しています。

◆「エ欄」には「認定年月日から、平成30年12月31日までの収入」を記入下さい。なお、すでにエ欄が「=」で抹消している方は記入不要です。

◎確認書類一覧・記入要領等については、調書と併せて送付するパンフレット、または関電健康のホームページ「すこやかWeb」を参照下さい。

●実施時期…7月～11月頃

※各事業主、またはその事業所によって「審査時期」が異なります。詳細な日程は事業主の健保担当箇所までお問い合わせ下さい。

～その他～

◎「前年の職業」を記入してください。

- (例)H30年1月～6月(パート)、7月～12月(無職) ⇒「パート」と記入
- H30年1月～3月(アルバイト)、4月～12月(自営業) ⇒「アルバイト、自営業」と記入
- H30年1月～12月(無職) ⇒「無職」と記入

◎被扶養者と別居している場合について。

- ・別居理由は記入時点での別居理由を選択してください。
- ・被扶養者と別居となった場合は、必ず仕送りを行い、別居理由が「単身赴任」「長期出張」「就学」「里帰出産」以外の場合は、仕送り確認書類を調書に添付してください。

◎外字について

- ・氏名を外字で登録されている方については、文字化けして(□や・等)印字されていますのでご了承願います。その場合、氏名の確認についてはご自身の健康保険被保険者証をご確認ください。

## 健康保険被扶養者調書

健康保険被扶養者調書 取扱注意

NO.00501-1234-00001

被保険者氏名: カンデン タロウ 関電 太郎  
事業所: 00501 関西電力株式会社  
所属: 123456789012345 ○○支店 ○○グループ #1

被保険者番号: 1234567 性別: 男 生年月日: S41.06.12 資格取得年月日: S60.04.01

本調書の趣旨を理解の上、下記のとおりお申し込みします。  
令和 ○○年 ○○月 ○○日  
氏名 関電 太郎 印

記入要領および添付書類については別紙/パンフレットに記載しておりますので、ご確認をしていただき、記入内容に誤りがないようご注意ください。

NO.	被扶養者氏名	性別	生年月日	同居・別居	ア) 別居理由	ウ) 前年の職業	エ) 前年の収入	オ) 前年の収入状況 ※収入の状況全てに○を入れて下さい	カ) 共同扶養者の有無
1	カンデン イチロウ 関電 一郎	男	H06.03.19	同居	別居	平成23年3月 大学4年生	0	給与収入 事業収入 年金収入 その他収入	○
2	カンデン タロウ 関電 太郎	男	H07.2.27	同居	別居	平成○○年 年月 平成○○年4月1日就職		給与収入 事業収入 年金収入 その他収入	
3	カンデン ヨシコ 関電 良子	女	H11.09.07	同居	別居	平成 年月		給与収入 事業収入 年金収入 その他収入	○
4	ケンボ 健保 花代	女	S27.05.14	同居	別居	パート	80	給与収入 事業収入 年金収入 その他収入	○
5	カンデン サカエ 関電 栄	女	H14.01.15	同居	別居	平成14年1月 無職	50	給与収入 事業収入 年金収入 その他収入	○

共同扶養者の氏名 続柄 前年の総収入額(万円)  
関電 花子 妻 300 万円  
関電 幸平 弟 200 万円

共同扶養者「有(○)」の場合は左記へ記入下さい。

★本審査に限らず、被扶養者の状況に変更(「氏名変更」、「就職」、「年金額変更による収入超過」等)がある場合は、都度、所定の手続きが必要となります。(詳しくは、ホームページ「かんてんけんぽすこやかweb」(http://www.kanden-kenpo.or.jp/) →「こんなときの手続き」を参照)

※必要書類がある場合は、上記調書と併せて添付し、提出願います。

## ～関電健保からのお願い～

～その1～

○健康保険では、被扶養者の状況に変更があった場合は、すみやかに被保険者から申し出ることとなっております。「就職」、「収入超過」、「結婚」、「死離別」等、すでに「被扶養者資格を有さない」状況となっているご家族がおられる場合は、本審査に関わらず、すみやかに所定の手続きを行なってください。

- ※「被扶養者の要件」は、関電健保のホームページ「すこやかweb」→「健康保険に加入する人」をご覧ください。
- ※「所定の手続き」、「添付書類」等、詳しくは、関電健保のホームページ「すこやかweb」→「こんなときの手続きは」→「被扶養者に異動があったとき」をご覧ください。

～その2～

○被扶養者の要件を満たされているかどうか、収入金額や無収入を証明する書類、別居の家族への仕送り証明をご提出いただくこととなります。提出遅延により、被扶養者資格の喪失とならぬよう、可能なものから事前にご準備いただきますようお願いいたします。

なお、本審査により「被扶養者資格を有さない」(※)ことが判明した場合は遡って被扶養者資格を喪失させていただきますので、よろしくお願いたします。  
※正当な理由なく、健保の指定する提出期日までに必要書類の添付等がない場合も、「被扶養者資格を有さない」とみなし、同様に扱います。ご容赦下さい。

# 令和元年度 被扶養者「資格再審査」の実施について

関西電力健康保険組合では、健康保険法に則り、毎年保険給付適正化の観点から、被扶養者の資格確認調査を実施しております。  
今年度も、資格再審査を実施いたしますので、「健康保険被扶養者調書」に記入漏れや誤りが無いよう、当パンフレットを確認していただきながら、ご記入をお願いいたします。

## 1. 実施内容について

- 対象者 …… 被扶養者全員
- 実施時期 …… 7月～11月  
各事業主、またはその事業所によって「審査時期」が異なります。詳細な日程は所属の健保担当箇所までお問い合わせ下さい。
- 内容 …… 被扶養者の「現況確認」、および「前年の収入確認」(※)  
(※)前年の収入を「工. 前年の収入」欄に記入(認定年月日が平成30年中の場合は、認定日から平成30年12月31日までの収入を記入)し、「オ. 被扶養者の前年の収入状況」欄の該当する収入項目全てを選択し、選択内容に応じ添付書類を提出下さい。  
なお、既に「ウ欄」～「カ欄」が二重破線(==)で抹消されている場合、抹消されている欄についての記入は不要です。

各欄を二重破線(==)で抹消している基準等については、関電健保のホームページ「すこやかweb」→「けんぽからのお知らせ」→「令和元年度資格再審査について」の「令和元年度資格再審査Q & A」に掲載しております。必要に応じてご参照下さい。

★実施内容は以上です。実際の記入手順等は、「2.健康保険被扶養者調書の記入手順について」をご参照下さい。

## 2. 「健康保険被扶養者調書」の記入手順について

### ①現在「被扶養者」として登録されているご家族の現況確認

- ・就職や収入超過等による「被扶養者資格の抹消(異動)届」が漏れていないかを確認してください。なお、アルバイト・パート等をされている方で年間の収入が130万円未満であっても、勤務先の健康保険に加入されている場合がありますので、ご家族によく確認して下さい。
- ・調書の登録内容(氏名、生年月日等)に「誤り」がないか、ご確認下さい。  
⇒「被扶養者資格の抹消(異動)届出漏れ」や「登録内容に誤り」がある場合は所定の手続き(※)が必要ですので、すみやかに手続き下さい。
- (※)手続き方法等は、関電健保のホームページ「すこやかweb」→「こんなときの手続きは」→「被扶養者に異動があったとき」をご覧ください。  
ホームページアドレス⇒<http://www.kanden-kenpo.or.jp/konnatoki/01.html>

### ②「健康保険被扶養者調書」(以下「調書」)の記入

- ・被扶養者ごとに「ア欄」～「カ欄」の必要事項を記入して下さい。
- ・記入例については当パンフレット裏面に記載しておりますので、ご参照下さい。

### ③書類の添付

- ・被扶養者毎に、添付書類の要否を確認し、それぞれ必要な書類を添付下さい。
- ・書類は紛失防止のため、全て調書の左肩部分にホッチキス留めをして下さい。
- ・添付書類については、当パンフレット当面右ページの「3. 確認書類一覧表」をご参照下さい。

## ご注意事項

正当な理由なく、健保組合の指定する提出期日までに必要書類の提出等がない場合は、**「被扶養者資格を有さない」とみなし「平成30年1月1日」まで遡って被扶養者資格を取消させていただきます**ので、宜しく願いいたします。

## 3. 「確認書類一覧表」

※書類には「個人情報」が記載されています。取り扱いには十分ご注意ください。

- 調書の「オ欄」で該当する収入の状況を全て選択し、選択したものに記した下記必要書類を添付し提出して下さい。  
(提出書類はすべてコピー(写)で可)
- 同居の方で「オ欄」が二重破線(==)で抹消されている場合は、添付書類は不要です。ただし、別居の場合は、下記「3-1.被保険者と別居している被扶養者の場合」をご覧の上、該当する場合は、仕送り確認書類を添付して下さい。

オ欄の選択内容	必要書類	備考
記入不要 ※前年の収入が0円の場合に限る	<ul style="list-style-type: none"> <li>●添付書類不要</li> <li>●所得証明書(H30年分)(写)もしくは「非課税証明書」(写)で可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者の場合</li> <li>・生年月日が平成12年4月2日以降の場合(調書の生年月日を確認下さい)</li> <li>・上記以外の場合</li> </ul>
給与収入 【給与による収入があった】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●下記のいずれかの書類(コピー[写]で可)</li> <li>●H30年源泉徴収票「H30年1/1～12/31間の収入」がわかるもの ※支払者欄が手書きの場合は、<b>公印</b>もしくは<b>代表者印が押されているもの</b>を提出下さい</li> <li>●所得証明書「H30年1/1～12/31間の収入」がわかるもの ※市町村民税の「課税証明書」でも可</li> <li>●健保が定める「給与等支給額証明書」(◆)</li> <li>●H30年確定申告書、および収支内訳書</li> <li>●H30年の年収が確認できる公的書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の勤務先にて収入がある場合は、<b>全ての収入が確認できる書類</b>を提出下さい。</li> <li>【注意】給与明細書については、給与累計が記載されているものであっても添付資料と認められませんので注意下さい。</li> </ul>
事業収入 【事業による収入があった】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●H30年確定申告書、および収支内訳書(コピー[写]で可) ※確定申告を実施していない場合は「直接的必要経費申告書」と、その裏付けとなる領収証(写)を提出下さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自営業者の収入については、<b>かんてんぽ H P 「すこやかweb」→「健康保険に加入する人」→「収入の範囲」</b>を参照下さい。</li> </ul>
年金収入 【年金(★)による収入があった】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和元年度 年金額改定通知書 または 年金振込通知書(コピー[写]で可) ※<b>H31年4月以降に年金事務所から送付された通知書</b>を提出下さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知書に名前の記載がない場合は、名前が記載されている部分(ハガキの宛名面等)のコピーも提出して下さい。</li> <li>※本来は平成30年の収入の確認ですが、年金収入については、令和元年度の年額が判明しているため、例外的に提出をいただくものです。</li> </ul>
その他収入 【一時収入等による収入があった】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●H30年確定申告書、および収支内訳書(コピー[写]で可) ※確定申告を実施していない場合は収入額が確認できる書類を添付下さい。</li> </ul>	

- (◆)「平成30年分給与等支給額証明書」は、関電健保のホームページ「すこやかweb」→「けんぽからのお知らせ」→「令和元年度資格再審査について」より取得できます。
- (★)年金は**障害年金(手当)**、**遺族年金**も含まれます。

### 3-1. 被保険者と別居している被扶養者の場合

- 上記の書類に加え、仕送りの状況が確認できる書類(※)H30年の実績(すべて)が必要です。ただし、次の①～⑤の場合は、仕送りの書類の提出を免除します。

- ①単身赴任による別居の場合
- ②長期出張による別居の場合
- ③就学(下宿他)による別居の場合
- ④里帰出産による別居の場合
- ⑤上記①～④以外の理由で、別居した日が平成31年1月1日以降である場合

#### 【※仕送り確認書類とは】

- 振込依頼書(控)
  - 預金通帳のコピーなど
- 注)送金者・受取者の氏名、受取日、送金額が確認できるものとし、口座への預入や手渡しは認めません。通帳のコピーを提出される場合は通帳の表紙と中身の両方を提出して下さい。

- 該当する□にチェックを入れると必要書類が判る「必要書類チェックシート」を、関電健保のホームページ「すこやかweb」→「けんぽからのお知らせ」→「令和元年度資格再審査について」に掲載しております。必要に応じてご参照下さい。

審査内容によっては、上記以外に追加書類を求め場合がありますので、ご了承下さい。

# 健康保険被扶養者調書（記入例）

10

健康保険被扶養者調書 取扱注意

NO.00501-1234-00001

被保険者氏名	カンデン 知ウ 関電 太郎
事業所	00501 関西電力株式会社
所属	123456789012345 〇〇支店 〇〇グループ

#1

本調書は、各被扶養者の状況を調査し、「被扶養者資格」が適正であるかどうか確認を行うものです。「被扶養者資格」を有しない方については、遡って「被扶養者資格」を喪失することがありますので、事実確認の上、正しく申告下さい。

【外字について】  
氏名を外字（JIS第1.2水準以外）で登録している方は正しく印字されない場合がありますのでご了承願います。※なお、常用漢字に氏名変更していただくとも保険証でも常用漢字で印字いたします。

被保険者番号	1234567	性別	男	生年月日	S41.06.12	資格取得年月日	S60.04.01
--------	---------	----	---	------	-----------	---------	-----------

9 本調書の趣旨を理解の上、下記のとおり申告します。  
令和〇〇年〇〇月〇〇日  
氏名 関電 太郎 印

記入要領および添付書類については別紙パンフレットに記載しておりますので、ご確認をしていただき、記入内容に誤りが無いようご注意ください。

前年の収入が「0円」の場合でも、「0」と記入下さい。  
前年の収入が「0円」の場合は、「0」欄は記入不要です。

NO.	被扶養者氏名	性別 続柄	生年月日 認定年月日	同居 別居	ア) 別居した日		ウ) 前年の職業	エ) 前年の収入 (万円)	オ) 前年の収入状況 ※該当する収入の状況 全てに「○」をつけて下さい				カ) 共同扶養者の有無 有-○、無-×
					別居理由	別居理由			給与収入	事業収入	年金収入	その他収入	
1	カンデン イチロウ 関電 一郎	男 長男	H06.03.19	別居	平成 令和	24年 3月 24年 3月	大学 4年生	0					○
2	カンデン シロウ 関電 次郎	男 二男	H07.2.27	別居	平成 令和	年月	平成〇〇年4月1日就職						
3	カンデン ヨシコ 関電 良子	女 長女	H11.09.07	同居	平成 令和	年月							○
4	カヨ ケンボ 健保 花代	女 義母	S27.05.14 H13.12.01	同居	平成 令和	年月	パート	80	○	○	○	○	○
5	カンデン サカエ 関電 栄	女 母	S26.04.18 H14.01.15	別居	平成 令和	年月	無職	50					○

8 共同扶養者の氏名 続柄 前年の総収入額(万円)

関電 花子	妻	300
関電 幸平	弟	200

共同扶養者「有(○)」の場合は左記へ記入下さい。

★本審査に限らず、被扶養者の状況に変更（「氏名変更」、「就職」、「年金額変更による収入超過」等）がある場合は、都度、所定の手続きが必要です。（詳しくは、ホームページ「かんでんけんぽすこやかweb」(http://www.kanden-kenpo.or.jp/) →「こんなときの手続きは」を参照）

## 【説明】 を利用して自己チェックして下さい。

- 被扶養者の記載内容が正しいか確認願います。また、記載内容に誤りがあれば、二重線(=)で抹消し、正しい内容を赤色で訂正願います。
- 被扶養者が別居中または、別居に変更になった場合は「ア」欄に別居した日を記入の上、「イ」欄の現在の別居理由に「○」をつけて下さい。
- 【ウ）欄】に前年の職業を記入願います。（例：パート、アルバイト、高校2年生、大学2年生、無職 ※小学生未満→幼児）  
【添付書類必要：裏面書類確認】
- 「就職」「収入超過」等で扶養から外す場合は、二重線(=)で抹消し、その理由を赤色で記入願います。※異動届の提出が別途必要です。速やかに届出の提出をお願いします。
- 既に二重破線が記載されている箇所は記入不要です。
- 前年（H30年1～12月）の総収入額（※税法上の所得額ではありません）を記入し、該当する収入状況、全てに「○」をつけて下さい。  
【注意】  
・前年認定された方は「認定日」からH30年12月までの収入を記入願います。  
・年金収入がある方については直近の通知書の年額を記入願います。  
・前年の収入が0円の場合、エ）欄に「0」と記入し、オ）欄（収入状況）の記入は不要です。  
【添付書類必要：裏面書類確認】
- 当面右ページ「共同扶養者判定表」にて当該扶養者ごとに共同扶養者の有無を確認し記入願います。（有の場合は「○」、無の場合は「×」）
- 【カ）欄】で共同扶養者がいる場合（「○」と記入）、その被扶養者に対する共同扶養者の氏名・続柄および前年の総収入額（税法上の所得額ではありません）を記入願います。
- 記入した日付を記入し、本調書の目的をもう一度確認した上で、署名・捺印願います。
- 添付書類はまとめて、左肩に「ホチキス留め」をお願いします。※添付書類はすべてコピー(写)で可です

## 共同扶養者判定表

【共同扶養者とは】  
夫婦共働き等、同一世帯に、あなた以外の健康保険の「被保険者」が複数いる場合、主たる生計を維持している者（収入が多い者）の被扶養者としてすることとなっております。

☆当判定表にて共同扶養者がいる場合は、「健康保険被扶養者調書」【カ）欄】の「共同扶養者の有無」に「○」と記入し、「共同扶養者」欄にその共同扶養者の氏名、続柄および前年（H30年1月～12月）の総収入額（税法上の所得額ではありません）を記入して下さい。

※共同扶養者がいない場合は、上記【カ）欄】に「×」と記入して下さい。

共同扶養者判定スタート  
※各扶養者ごとに確認下さい

- 配偶者（妻もしくは夫）を扶養している場合
- 子供を扶養している場合
- 実父母を扶養している場合
- （同居の）義父母を扶養している
- 上記以外（孫、兄弟姉妹等）を扶養している場合

共同扶養者はいません。 →判定「×」

① 配偶者があなたの扶養に入っている（被扶養者）場合 →判定「×」  
② 配偶者があなたの扶養に入らず、健康保険の被保険者である場合、共同扶養者は「有」です。 →判定「○」【注1】

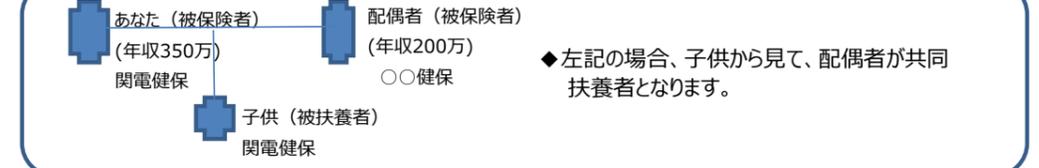
その被扶養者（実父母）の配偶者（実父もしくは実母）、またはあなた（被保険者）の兄弟姉妹が、健康保険の被保険者である場合、共同扶養者は「有」です。 →判定「○」【注1】・【注2】

その被扶養者（義父母）の配偶者（義父もしくは義母）、またはあなた（被保険者）の義兄弟姉妹ならびにあなた（被保険者）の配偶者が、健康保険の被保険者である場合、共同扶養者は「有」です。 →判定「○」【注1】・【注2】

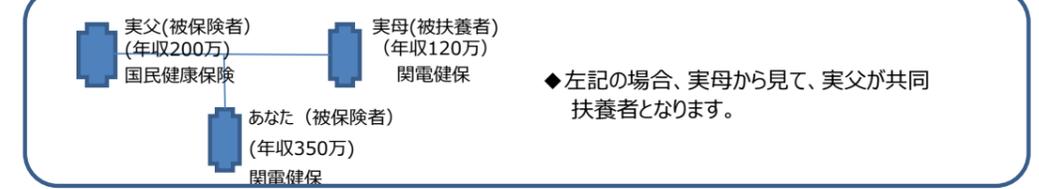
① 同一世帯に、健康保険の被保険者が居れば共同扶養者です。 →判定「○」【注2】  
② その被扶養者（孫、兄弟姉妹等）が、あなた以外の別居の健康保険の被保険者より仕送り等の援助を受けている場合は、その仕送り者（被保険者）も共同扶養者となります。 →判定「○」  
仕送り等の援助を受けていない場合は、共同扶養者は「無」です。 →判定「×」

【注1】共同扶養者が別居であって被扶養者へ仕送り等の援助を受けていない場合 →判定「×」  
【注2】判定で共同扶養者となった場合であっても、共同扶養者とならないケースもありますので、ご不明な点等ございましたら事業主健保担当または関電健保まで連絡下さい。

### 【共同扶養者ケース】



◆左記の場合、子供から見て、配偶者が共同扶養者となります。



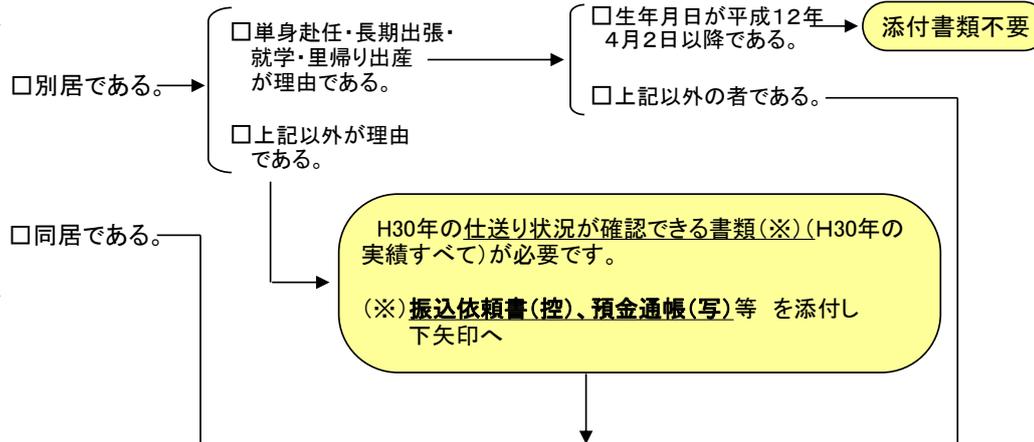
◆左記の場合、実母から見て、実父が共同扶養者となります。

## 必要書類チェックシートについて

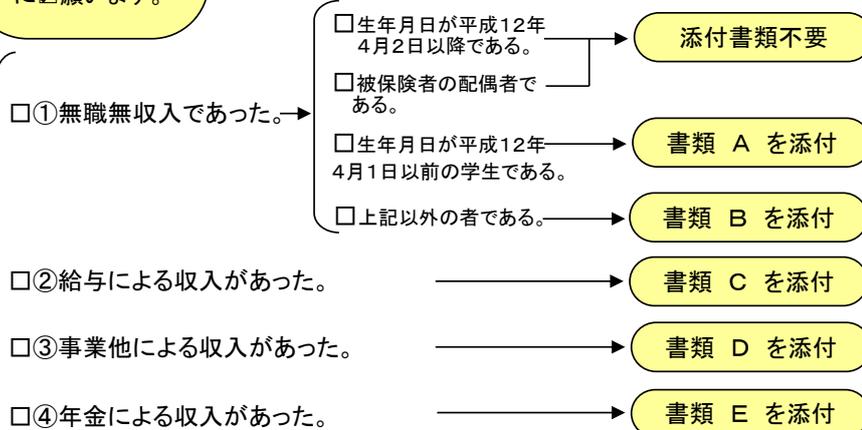
被扶養者ごとに、該当する□にチェックを入れると、必要書類が判ります。(内容は記入要領の「確認書類一覧表」と同じです。) **なお、既に審査帳票の「才欄」が(ニ)で抹消している被扶養者は、収入を確認するための添付書類は不要です。**

但し、「才」欄が(ニ)であっても、別居の場合は、仕送りの状況が確認できる書類が別途必要になる場合があります。詳しくは、皆さまへ配付しているパンフレット(A3ピンク色用紙)の「3-1.被保険者と別居している被扶養者の場合」をご確認ください。

### 被扶養者の添付書類チェックシート



該当する番号全てに☑願います。



**書類A**：在学証明書(写)、または学生証(写)

**書類B**：所得証明書(H30年分)(写)  
※非課税証明書(H30年分)(写)でも可。

**書類C**：下記いずれかの書類(コピー(写)で可)

●H30年源泉徴収票(写)[H30年1/1~12/31間の収入がわかるもの]  
※支払者欄が手書きの場合は、公印もしくは代表者印が押されているものを提出下さい。

●所得証明書(写)[H30年1/1~12/31間の収入がわかるもの]  
※市町村民税の「課税証明書」でも可

- 健保が定める「給与等支給額証明書」
- H30年確定申告書、および収支内訳書
- H30年の年収が確認できる公的書類

**書類D**：H30年確定申告書および収支内訳書(写)

※確定申告を実施していない場合は、「直接的必要経費申告書」と、その裏付けとなる領収証(写)を提出ください。

**書類E**：令和元年度 年金額改定通知書 または 年金振込通知書(写)  
(H31年4月以降に年金事務所から送付された通知書を提出下さい)

その他(上記に該当しないケース等)、詳しいことは所属の健康保険担当箇所までお問い合わせください。